

2024 年 11 月

確定拠出年金ご加入者等の皆さまへ

アセットマネジメント One 株式会社

「日経 225 ノーロードオープン」のレンディング開始に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般弊社では、「日経 225 ノーロードオープン」(以下、「対象ファンド」といいます。)につきまして、収益源の多様化や更なる投資成果の向上を目的として、下記の通り投資信託約款の変更を行い、その後 2024 年 11 月 25 日よりレンディングを実施する予定ですのでご案内申し上げます。

本対応について、ファンドの基本方針や運用体制についての変更は一切なく、確定拠出年金ご加入者等の皆さまのお手続きを求めるものでもありません。

なお、市況環境等によってはレンディングの実施時期(開始時期)が上記の日程以降となる場合もございますのでご注意ください。

今後とも弊社ファンドをご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. レンディングについて

有価証券の貸付取引(レンディング)は、ファンドが保有する有価証券の一部を証券会社等に貸出することで品貸料を得るものです。通常の運用に加えてレンディングによる品貸料を獲得し、収益源を多様化することで、更なる安定的なリターンの確保とお客様の利益最大化を目指す取引です。

2. 実施概要

インデックスファンドは対象指数の値動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、ファンドでは信託報酬やその他の費用・手数料が控除されるため、投資成果が信託報酬やその他の費用・手数料の分対象指数と比べて下回る※こととなります。この乖離を少しでも縮小させるためにレンディングを実施し品貸料を収受することによってファンドと対象指数の連動性向上を図ります。

レンディングにより収受した収益については、一部(50%超)をファンドの純資産に組み入れるとともに、一部(50%未満)を信託報酬として委託会社と受託会社が収受いたします。そのため信託報酬等に関する約款の記載を変更いたします。主な変更点につきましては、別紙をご参照ください。

※ファンドと対象指数との連動性の差異は、信託報酬やその他の費用・手数料以外の要因からも影響を受けます。

3. 投資信託約款の変更適用日

2024 年 11 月 14 日

以上

- 本件に関してご不明な点は、下記までお問い合わせください。
アセットマネジメント One 株式会社 コールセンター 0120-104-694
受付時間: 営業日の午前 9 時～午後 5 時

※確定拠出年金ご加入者等の残高などお取引に関するお問い合わせは、お取引先いただいている運営管理機関までお願いいたします。

ご参考 目論見書における主な変更点

下記は交付目論見書の変更内容の主な変更点です。

「ファンドの費用」の変更内容は目論見書の定期改版後にご確認いただけます。交付目論見書は弊社ホームページに掲載いたします。

変更後

日経225ノーロードオープン



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	以下により計算される①と②の合計額とします。	
	①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.55%(税抜0.5%)の率を乗じて得た額 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	支払先	内訳(税抜)
	委託会社	年率0.150%
その他の費用・手数料	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	
	販売会社	年率0.285%
	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	
その他の費用・手数料	受託会社	年率0.065%
	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	
	②株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額 *2024年11月14日現在は、49.5%(税抜45%)以内になります。この率を乗じて得た額につき、委託会社と受託会社で折半します。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎年2月10日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

別紙

変更前

日経225ノーロードオープン



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.55%(税抜0.50%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎年2月10日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.150%	信託財産の運用、目論見書等各种書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.285%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
その他の費用・手数料	受託会社	年率0.065%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎年2月10日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

別紙

ご参考 約款における主な変更点(新旧対照表)

下記は約款の変更内容の主な変更点です。

約款の変更内容は目論見書の定期改版後に請求目論見書にてご確認いただけます。請求目論見書は弊社ホームページに掲載いたします。

(新)	(旧)
<信託報酬等の額および支弁の方法> 第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>次の各号により計算された額の合計額とします。</u> <u>1. 第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額</u> <u>2. 第21条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料に100分の50未満の率を乗じて得た額</u> ② (以下略)	<信託報酬等の額および支弁の方法> 第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額<u>とします。</u> ② (以下略)